

議第 26 号

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

市が設置する一般住宅の入居者資格について拡充を図り、移住施策に活用するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市一般住宅の設置等に関する条例（平成16年下呂市条例第133号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置) <p>第1条 <u>市民及び市内に居住を希望する者の</u>生活の安定と福祉の増進に寄与するため、下呂市一般住宅（以下「住宅」という。）を設置する。</p>	(設置) <p>第1条 <u>市民の</u>生活の安定と福祉の増進に寄与するため、下呂市一般住宅（以下「住宅」という。）を設置する。</p>
(入居申込者の資格) <p>第4条 <u>入居の申込みをしようとする者は、市民及び将来的に市に移住を希望する者とする。ただし、宮田団地に入居の申込みをしようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u></p>	(入居申込者の資格) <p>第4条 宮田団地に入居の申込みをしようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>
(1)～(3) (略) <p><u>(4) 将来的に市に移住することを希望する世帯</u></p>	(1)～(3) (略) <p><u>(4) その他市長が特に認める世帯</u></p>
(5) その他市長が特に認める者	

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

## 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例要綱

### 1. 改正理由

市が設置する一般住宅の入居者資格について拡充を図り、移住施策に活用するため、当該条例の一部を改正するものです。

### 2. 概要

(1) 「市民」に、「及び市内に居住を希望する者」を追加します。

(第1条関係)

(2) 入居申込み者の資格に「市民及び将来的に市に移住を希望する者とする。」を追加します。

(第4条関係)

(3) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)